包括的性教育の推進を求める意見書の提出を求める請願

品川区議会議長　渡辺　ゆういち様

団体名 包括的性教育をすすめる市民の会
請願代表者　　関口　夫佐子
住所　東京都品川区東大井 6-5-12
連絡先　03-5751-7105

【請願理由】

からだや生殖のしくみ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念、ジェンダー平等、多様な性などを総合的に学ぶ包括的性教育が国際的にはスタンダードになる中、日本の教育における性に関する授業は、諸外国と比較して極めてぜい弱であると指摘せざるを得ません。実際、国連女性差別撤廃委員会による第9回報告に基づく最終見解では「早期妊娠や性感染症を予防するための責任ある性行動を含む、年齢に応じた包括的な性に関する指導が、定期的な授業の提供を通じて、また、その内容と使用される用語に関して政治家や公務員が干渉することなく、学校の教育課程に適切に組み込まれることを確保する。」ことが勧告されています。国連子どもの権利委員会や国連障害者権利委員会、国連人権理事会からも同様の勧告がされています。今年度予定されている学習指導要領の改訂にあたっては、これらの勧告を踏まえた改訂とすべきです。

現行の学習指導要領には、いわゆる「はどめ規定」*が存在するため、子ども達は性に関する正確な科学的知識の取得や人権意識の醸成の機会を喪失しています。それが望まない妊娠や子どもの性被害や性加害、性搾取や性感染症の増加にもつながり、子どもの最善の利益の保障に反しています。

国は「生命（いのち）の安全教育」や妊娠前の健康管理である「プレコンセプション・ケア」を推進しており、品川区でも「プレコンセプション・ケア」事業が開始されています。これは、科学的かつ人権教育としての学びである包括的性教育の一環として行われてこそ、意義あるものです。

学習指導要領の改訂は 10 年に一度です。包括的性教育の実施のために、以下を求めます。

【請願事項】

年齢に応じた包括的な性に関する指導を教育課程で実施するため、以下の項目を入れた意見書を関係府省に提出してください。

1. 学習指導要領の改訂にあたっては「はどめ規定」を撤廃すること
2. 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」⁑ に準拠した包括的性教育を導入すること
3. 教員の過度な負担とならぬよう、サポート体制を充実すること
4. 児童・生徒が安心して性に関する相談ができる体制を構築すること
5. これらを実施するための予算を確保すること

＊「はどめ規定」とは「妊娠の経過は取り扱わないものとする」との記述により、性交については教えない根拠となっている
⁑「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」とは国連 UNESCO が中心となってまとめた性教育の国際指針

名前（「〃」「同上」なし）	住所（「〃」「同上」などの省略はなしでお願いします）

＊この署名の目的以外には使用しません